新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関するQ&A

- (Q1) 減免の申請は、いつからできますか?
- (A1) 令和3年度の介護保険料納入通知書が7月中旬に発送予定となって おりますので、納入通知書がお手元に届いてからご申請ください。
- (Q2) 申請は、どのように行えばいいですか?
- (A2) 減免要件を確認し、対象となる場合、ホームページから申請書を印 刷していただき、必要書類とともに介護保険係に郵送で申請願います。 なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、郵送での申請に ご協力願います。
- (Q3) 令和2年中の収入について、まだ確定申告をしていません。この 場合、減免申請はできますか?
- (A3) 減免額を計算するための前年の収入や所得には、確定申告等の金額を用います。恐れ入りますが確定申告をされてから減免の申請をお願いいたします。(給与収入又は年金収入のみの場合等は、申告不要です。)
- (Q4) 生計を主として維持する者とは誰のことを指しますか?
- (A4) 原則世帯主です。しかし、実質的に世帯主以外の方で生計が維持 されている場合は、その旨をお申し出ください。
- (Q5) 世帯主は夫で、妻の給与収入が前年より10分の3以上減収見込みです。生計は、夫の収入で維持されています。この場合、減免の対象になりますか?
- (A5) 生計を主として維持する者の事業収入等が、前年より10分の3以 上減少した場合が減免対象となりますので、この場合は減免対象外と なります。
- (Q6) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減とは、どのような場合を指しますか?
- (A6) 新型コロナウイルス感染症それ自体や感染症拡大防止のための措置によるものを指します(直接的であるか、間接的であるかは問いません。)。新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇、令和2年2月以前の離転職が原因である場合など)を除き、減免対象外とするものではありません。
- (Q7) 本年中の減少見込み額は、どのように算出すればよいですか?
- (A7) 帳簿又は給与明細等から、令和3年1月から直近の月までの収入実

績と、12月までの月ごとの収入見込みを前年の収入状況を見ながら 算出してください。

- (Q8) 「減少する見込みの収入」に、雑所得や株の取引による収入は含みますか?
- (A8) 含みません。事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれ かであって、それ以外は対象ではありません。
- (Q9) 事業収入等の計算にあたって、「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」には、国や市から支給される「特別定額給付金」などの各種給付金は含みますか?
- (A9) 含みません。ただし、令和2年中の確定申告において、事業収入等 に持続化給付金等を含めて申告している場合、それを除いた額で減収 割合を判断するため、給付金額がわかるものを添付してください。
- (Q10) 生計を主として維持する者の事業収入が10分の3以上減少見込みですが、平成31年中は必要経費が多く、<u>事業所得</u>は0円となっています。この場合、減免申請は必要ですか?
- (A10) 前年の所得が0円の場合、減免額の計算 $(A \times B / C)$ のBが0になっため、減免にはなりません。
- (Q11) 生計を主として維持する者の前年の合計所得額Cは、事業収入等の合計ですか?それともそれ以外の所得(雑所得、株式譲渡所得等)も含めますか?
- (A11) 含めます。